

◀ 付 録 ▶

●用語の解説

●さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

●さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

●策定過程

あ **生きる力** (4. 5. 17)

変化の激しい「知識基盤社会」で自立的に生きるために必要な能力のこと。

異校種間交流 (10)

幼稚園、小学校、中学校などが、各学校の教育活動の充実に資することを目的として、それぞれの学校の役割の基本を再確認し、教育の円滑な接続に配慮した教育を相互に連携・協力し合って推進する活動のこと。

栄養教諭 (34)

食に関する指導と学校給食の管理を行うと同時に、食育の推進において各学校の指導体制の要としての役割を担う教諭。

ADHD (Attention Deficit/Hyperactivity Disorder) (44)

注意欠陥・多動性障害。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害もしくは行動障害のこと。

LD (Learning Disorders, Learning Disabilities) (44)

学習障害。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害のこと。

親育ちプログラム (13. 14)

子育て中の親支援プログラムで、参加者の悩みや関心のあることをグループで話し合い、必要に応じてテキストを参照して自分に合った家庭教育の在り方を学ぶプログラムのこと。

か **学校規模の適正化** (5. 12)

少子化等による学校・学級の小規模化は、児童生徒の学校における社会の形成者としての資質の育成や個々の能力を最大限に伸長することに様々な影響を及ぼすことが考えられるため、より良い教育環境に整備し、教育効果の向上を図ることを目的として適正な学校規模に再編整備すること。

危機管理マニュアル (29)

危機が起きた時に適切な行動ができるように、①児童や教職員の命を守る、②危険をいち早く発見して、事件・事故の発生を未然に防ぐ、③事件・事故が発生した時は、適切かつ迅速に対応し被害を最小限に抑える、④事件・事故の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じる、等を目的として作成した手引きのこと。

躯体 (12)

建物の主要な構造体又は骨組みのこと。構造強度に関わる基礎、柱、梁、耐力壁などを指す。

心の教室相談員 (30)

児童・生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境づくりのために、日常の学校生活の中で悩みなどの相談にのったり、気軽な話し相手となったりすることを目的に配置された職員。

コーディネーター (13)

ものごとを調整する役の人。

さ **社会科副読本** (19)

小学校3・4年生の社会科学習において、子ども達が住む地域を調べたり、見学・体験学習を行う際の資料や教科書の補助的教材として作成された図書のこと。

サービスポイント (17)

図書館以外の場所で、資料の貸出返却ができるところ。

就学前教育 (8)

一般に小学校教育前の段階にある教育のことを指して使われる。幼児を対象とするため幼児教育とも呼ばれる。

就学援助 (11)

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して与えられる市町村による必要な援助。就学援助の対象者には、要保護者と要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がある。

生涯学習 (1. 2. 5. 15. 16. 21)

人が生涯に渡り学び・学習の活動を続けていくこと。

小児生活習慣病 (33)

大人と同じように子どもの高血圧や糖尿病などの病気。小さな時から甘い物をたくさん食べたり、不健康な生活、夜更かしや運動不足が関係していると言われる。

食育 (28. 34. 42)

食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食について学んだり、考えたりする活動のこと。

スクールカウンセラー(SC) (30)

教育機関において、児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士などの心理相談業務に従事する心理職専門家。学校カウンセラーと呼ばれることもある。

スクールソーシャルワーカー(SSW) (30)

教育機関において、不登校や家庭内暴力など子どもが抱える問題に対し、主に福祉的な視点から解決を図る福祉職専門家。学校と家庭、地域の橋渡しや行政や病院など外部機関同士のつなぎ役を果たすこともある。

全国学力・学習状況調査 (7)

小中学生の学力・学習状況を把握・分析し、学校教育の充実・改善に役立てるために、文部科学省が全国規模で実施している調査。小学6年生と中学3年生の児童・生徒を対象に毎年4月に実施。国語、算数・数学の学力テストと学習・生活環境のアンケート調査を行う。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査 (32)

全国の小学5年生、中学2年生全員を対象として行われるスポーツテスト。「全国体力テスト」「全国運動テスト」とも呼ばれる。

早期からの教育相談・支援体制構築事業 (9)

特別な支援が必要となる可能性のある子どもや保護者に対し、早期から情報提供や相談会を実施し、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築する施策のこと。

早期支援コーディネーター (9)

教育・保育・福祉・保健・医療といった地域での連携の推進役として、相談支援体制構築のための取りまとめや連絡・調整、情報収集の担当者のこと。

た 確かな学力 (5.7)

知識や技能のほか、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めた学力のこと。

地産地消 (34)

「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略で、その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。

適応指導教室 (35.36)

長期欠席をしている不登校児童生徒を対象に、公的な施設において集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談や適応指導を行うことにより、その学校に復帰できることを目標に運営している教室のこと。

出前講座 (25)

授業や学習会等に、講師を無料で派遣する講座のこと。

道徳の日 (31)

児童が道徳的な価値を考えたり、保護者や地域の人と連携して道徳的な価値について話し合ったり、考えたり、行動したりする日。

特別支援教育 (5.9.44)

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において障害のある幼児児童生徒の支援をさらに充実していくこととなっている。

特別支援教育コーディネーター (10)

「今後の特別支援教育の在り方」（最終報告）において、特別支援教育体制を確立するために重要な役割を果たすとされた校内の役職。学校における特別支援教育の推進に当たり、中心的な役割を担い、関係機関との連携協力の体制整備を図る。

特別支援教育支援員 (9)

学校における日常生活上の介助や、LDの児童生徒に対する学習支援、ADHDの児童生徒に対する安全確保などの学習活動上のサポートを行う職員。

は 発達障害 (9.42)

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現する障害を指す。

非構造部材 (12)

外装材・内装材・天井材・照明器具・窓ガラス・書棚などを指す。地震時に破損・転倒して恐い凶器になることがある。

フッ化物先口 (33)

フッ化物水溶液を用いて「ブクブクうがい」を行い、歯のエナメル質表面にフッ化物を作用させて、虫歯を予防する方法のこと。

ブックトーク (17)

任意のテーマについて様々な方法で複数の本を紹介すること。単に本の内容を紹介するのではなく、聞き手が本の楽しさに出会ったり、読んでみたいという気持ちを起

こさせることなどが目的である。

放課後子ども教室 (13.14)

小学校の余裕教室等を活用し、地域の多様な方々の参画を得て、子ども達とともに
行う学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組のこと。

㊦ ライフステージ (5.10.15)

人間の一生における幼年期・青少年期・成人期・高齢期などのそれぞれの段階。家
族については、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定するに当たり、市民、教育関係者、有識者等からの幅広い意見を計画に反映させるため、さぬき市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) さぬき市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) PTA関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、基本計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱による最初の会議は、第5条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(平成25年2月26日失効)

さぬき市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(任期：平成24年8月23日～平成25年2月26日)

役職	区分	氏 名	所属等
委員長	学識経験者	しちじょう まさのり 七 條 正典	香川大学教育学部附属教育実践総合センター長
副委員長	学識経験者	み い しげあき 三井 重彰	岩手県教育委員会事務局県北教育事務所巡回型カウンセラー (元造田小学校長)
	学校教育関係者	さ の さだひこ 佐野 禎彦	さぬき市中学校長会会長 (志度中学校)
	学校教育関係者	の ぎ きょういち 野崎 恭 一	さぬき市小学校長会会長 (長尾小学校)
	学校教育関係者	ふくにし 福西マリコ	さぬき市幼稚園長会会長 (志度幼稚園)
	社会教育関係者	ほそかわ いわお 細川 巖	さぬき市体育協会会長
	社会教育関係者	わたなべ ゆたか 渡邊 寛	さぬき市文化財保護協会会長
	社会教育関係者	さんがわ たくみ 寒川 巧	さぬき市社会教育委員
	P T A 関係者	ほん ま たつはる 本間 立治	さぬき市P T A連絡協議会会長
	P T A 関係者	う つ ぎ さちこ 楊盧木幸子	さぬき市P T A連絡協議会母親代表委員会委員長

策定過程

平成24年2月28日	さぬき市教育委員会定例会 議案第5号 さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の制定について（原案可決）
平成24年2月29日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会設置要綱制定
平成24年8月23日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会第1回会議 (1) 策定委員会委員委嘱状の交付 (2) さぬき市教育振興基本計画策定スケジュールについて (3) さぬき市の教育行政の現状について (4) さぬき市の教育行政に対する意見について
平成24年10月10日	七條委員長との協議
平成24年12月13日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会第2回会議 (1) さぬき市教育振興基本計画の素案について
平成25年1月16日 ～1月31日	パブリックコメントの実施
平成25年2月14日	さぬき市教育振興基本計画策定委員会第3回会議 (1) さぬき市教育振興基本計画の素案について (2) さぬき市教育振興基本計画の答申について
平成25年2月26日	さぬき市教育委員会第11回定例会 議案第1号 さぬき市教育振興基本計画の策定について（原案可決）
<u>平成28年11月22日</u>	<u>さぬき市教育委員会第8回定例会</u> <u>協議第2号 さぬき市教育振興基本計画の見直しについて【追記】</u>
<u>平成28年12月7日</u> <u>～平成29年1月6日</u>	<u>パブリックコメントの実施【追記】</u>
<u>平成29年1月24日</u>	<u>さぬき市教育委員会第10回定例会</u> <u>議案第34号 さぬき市教育振興基本計画の改訂について（ ）【追記】</u>